

国民健康保険料の計算方法

保険料は、世帯を単位として賦課され、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援金分保険料で構成されています。国保加入の40歳から64歳までの人については、国保で介護納付金分保険料も賦課されます。年齢による国民健康保険料は、次のようになります。

◆40歳未満の人

医療分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分保険料が賦課されます。

◆40歳から64歳までの人

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分保険料が賦課されます。

◆65歳から74歳までの人

医療分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分保険料が賦課され、介護保険料は別途介護保険課から通知します。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援金分保険料は、いずれも所得割額と均等割額の合算額で、計算式は次の通りです。

*令和8年度（4月から翌年3月まで）1年間の国民健康保険の保険料計算式

医療分保険料

年額 (限度額 67 万円)	=	所得割額 加入者全員の賦課のもととなる所得×7.51%	+	均等割額 47,600 円×加入者数
-------------------	---	--------------------------------	---	-----------------------

後期高齢者支援金分保険料

年額 (限度額 26 万円)	=	所得割額 加入者全員の賦課のもととなる所得×2.80%	+	均等割額 17,600 円×加入者数
-------------------	---	--------------------------------	---	-----------------------

介護納付金分保険料

年額 (限度額 17 万円)	=	所得割額 対象者全員の賦課のもととなる所得×2.43%	+	均等割額 17,800 円×対象者数
-------------------	---	--------------------------------	---	-----------------------

子ども・子育て支援金分保険料

年額 (限度額 3 万円)	=	所得割額 加入者全員の賦課のもととなる所得×0.27%	+	均等割額 1,873 円×対象者数
------------------	---	--------------------------------	---	----------------------

◆賦課のもととなる所得とは：前年の総所得及び山林所得並びに株式、長期・短期譲渡所得等の合計額から基礎控除 43 万円を控除した金額の合計です（ただし雑損失の繰越控除額は控除しません。）。

*令和8年度均等割額の軽減割合と軽減判定基準額

軽減割合	所得の範囲（世帯の合計所得）
7割軽減	43万円※以下
5割軽減	43万円※+加入者数×31万円以下
2割軽減	43万円※+加入者数×57万円以下

※給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）

給与所得者等とは、給与収入 55 万円超の方および公的年金収入が 65 歳未満は 60 万円超、65 歳以上は 125 万円超の方をいいます。

国民健康保险费的计算方法

保险费以每一户为单位征收。由医疗部分、后期高龄者支援金部分、看护缴纳金部分的保险费以及儿童与育儿支援金部分构成。对于加入国保的 40 岁至 64 岁者，在国保中还征收看护缴纳金部分保险费。

各年龄的国民健康保险费如下所示。

◆不满 40 岁者

仅征收医疗部分、后期高龄者支援金部分及儿童与育儿支援金部分保险费。

◆40 岁至 64 岁者

征收医疗部分、后期高龄者支援金部分、看护缴纳金部分保险费及儿童与育儿支援金部分保险费。

◆65 岁至 74 岁者

仅缴纳医疗部分、后期高龄者支援金部分以及儿童与育儿支援金部分保险费，看护保险费将由看护保险课另行通知。

医疗部分、后期高龄者支援金部分、介护（看护）纳付金部分以及儿童与育儿支援金部分的保险费，均为所得比例额和均等比例额的合计金额，计算公式如下所示。

*2026 年度（从 4 月到次年 3 月）1 年之间的保险费算式

医疗部分保险费		
年额 (限额 67 万日元)	=	$\frac{\text{所得比例额}}{\text{加入者全员的纳税基准收入} \times 7.51\%} + \frac{\text{均等比例额}}{47,600 \text{ 日元} \times \text{加入者人数}}$
后期高龄者支援金部分保险费		
年额 (限额 26 万日元)	=	$\frac{\text{所得比例额}}{\text{加入者全员的纳税基准收入} \times 2.80\%} + \frac{\text{均等比例额}}{17,600 \text{ 日元} \times \text{加入者人数}}$
看护缴纳金部分保险费		
年额 (限额 17 万日元)	=	$\frac{\text{所得比例额}}{\text{适用对象的纳税基准收入} \times 2.43\%} + \frac{\text{均等比例额}}{17,800 \text{ 日元} \times \text{适用对象人数}}$
儿童与育儿支援金部分的保险费		
年额 (限额 3 万日元)	=	$\frac{\text{所得比例额}}{\text{加入者全员的纳税基准收入金额} \times 0.27\%} + \frac{\text{均等比例额}}{1,873 \text{ 日元} \times \text{适用对象人数}}$

◆纳税基准收入金额：是指将上一年度的总所得及山林所得以及股票、长期・短期转让所得等的合计额中扣除基础扣除额 43 万日元后的金额之合计（但不扣除杂损失的滚结扣除额。）。

*2026 年度均等比例额的减轻比例与减轻判定基准额

减轻比例	所得的范围（家庭的合计收入）
减轻 70%	43 万日元 ※ 以下
减轻 50%	43 万日元 ※ + (加入者数 × 31 万日元) 以下
减轻 20%	43 万日元 ※ + (加入者数 × 57 万日元) 以下

※工资所得者等的人数在 2 人以上（含）时，为 43 万日元 + 10 万日元 × (工资所得者等的人数-1)

工资所得者等是指：工资收入超过 55 万日元的人，以及领取公的年金收入的人中，未满 65 岁的年金收入超过 60 万日元，已满 65 岁的年金收入超过 125 万日元的人。